

別表第1（第2条関係）

市内及び県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（虚偽記載） 1 市工事等の契約において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他入札前（随意契約の場合は契約前）の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内
（過失による粗雑工事等） 2 市工事等の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	1 か月以上 6 か月以内
3 県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の履行に当たり過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	1 か月以上 3 か月以内
（契約違反） 4 第2号に掲げる場合のほか、市工事等の履行に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2 週間以上 4 か月以内
（安全管理の措置が不適切により生じた公衆損害事故） 5 市工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内
6 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1 か月以上 3 か月以内

(安全管理の措置が不適切により生じた工事関係者事故) 7 市工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2週間以上4か月以内 2週間以上2か月以内
---	-------------------------------------

別表第 2（第 2 条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（贈賄） 1 次に掲げる者が伊万里市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） (2) 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） (3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。） 2 前号の(1)から(3)までに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人 3 第 1 号の(1)から(3)までに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 （独占禁止法違反行為） 4 市工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。 5 県内において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る	4 か月以上 1 2 か月以内 3 か月以上 9 か月以内 2 か月以上 6 か月以内 3 か月以上 9 か月以内 2 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内 3 か月以上 9 か月以内 1 か月以上 3 か月以内 3 か月以上 1 2 か月以内 2 か月以上 9 か月以内

工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	
6 県外において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内
(競売入札妨害又は談合)	
7 第 1 号の(1)に掲げる者が市工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	4 か月以上 1 2 か月以内
8 第 1 号の(2)及び(3)に掲げる者が市工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3 か月以上 1 2 か月以内
9 第 1 号の(1)に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3 か月以上 1 2 か月以内
1 0 第 1 号の(2)及び(3)に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	2 か月以上 1 2 か月以内
1 1 第 1 号の(1)に掲げる者が、県外の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3 か月以上 1 2 か月以内
1 2 第 1 号の(2)及び(3)に掲げる者が、県外の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起	1 か月以上 1 2 か月以内

されたとき。 (建設業法違反行為) 1 3 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。) 1 4 市工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 1 6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)等が拘禁刑以上の刑(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第13条に規定する禁錮以上の刑を含む。以下同じ。)に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上9 か月以内 2 か月以上9 か月以内 1 か月以上9 か月以内 1 か月以上9 か月以内
---	---

別表第 3（第 2 条関係）

暴力団関係者に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（暴力団関係者） 1 有資格業者である個人若しくは法人の役員又はそれらの使用人若しくはそれらの経営に実質的に関与している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団とつながりが明らかな準構成員であると認められるとき。 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。	4 か月以上 1 2 か月以内
2 有資格業者が暴力団関係者を雇用又は使用したと認められるとき。 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。	4 か月以上 1 2 か月以内
3 有資格業者等が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団関係者を利用したと認められるとき。 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。	4 か月以上 1 2 か月以内
4 市工事等の履行に当たり、有資格業者等が暴力団関係者であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したと認められるとき。 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。	4 か月以上 1 2 か月以内

5 有資格業者等が暴力団又は暴力団関係者に対して資金等供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。	4 か月以上 1 2 か月以内
6 有資格業者等がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。	4 か月以上 1 2 か月以内
7 前各号に掲げるもののほか、有資格業者が伊万里市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 1 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等であると認められるとき。 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。	4 か月以上 1 2 か月以内
8 有資格業者等が受注した建設工事等の施行に際し、暴力団関係者からの不当な要求や介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市及び警察に届けなかったとき。	4 か月以上 1 2 か月以内

様式第 1 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

伊万里市長

指名停止通知書

伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領により下記のとおり伊万里市の建設工事等に係る競争入札及び見積り（随意契約のための手続をいう。）への参加資格の停止（以下「指名停止」という。）を行うこととしましたので通知します。

今後はこのような事態が生じることのないよう十分注意してください。

なお、この措置について「指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領」の定めるところにより、伊万里市長に対して苦情申立てを行うことができます。

記

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由

様式第 2 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

伊万里市長

指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴社に対し、伊万里市の建設工事等に係る競争入札及び見積り（随意契約のための手続をいう。）への参加資格の停止（以下「指名停止」という。）を行った旨を通知しましたが、この度、下記のとおり指名停止の期間を変更したので通知します。

今後はこのような事態が生じることのないよう十分注意してください。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

様式第 3 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

伊万里市長

指名停止解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴社に対し、伊万里市の建設工事等に係る競争入札及び見積り（随意契約のための手続をいう。）への参加資格の停止（以下「指名停止」という。）を行った旨を通知しましたが、この度、当該指名停止を解除したので通知します。